令和　　年（家　　）第　　　　　号

【提出期限】

令和　　年　　月　　日

**「子の監護に関する陳述書」の記載項目と提出資料について**

★　全て**開示対象**です。相手に知られたくない情報は、**マスキング**をしてください。

・以下の項目について陳述書を作成し、該当する提出資料を提出してください。

・お子さんと同居しておらず、記載・提出できない部分は省いてください。

・陳述書と提出資料は、書証として提出し、それぞれに書証番号を付してください。

・書面は、片面・Ａ４サイズとしてください。穴を空けて記録につづりますので、書面の左側は２.５cm程度の余白を設けてください。

・記載した提出資料は、代表的なものです。事案によって、これ以外の資料提出が必要となる場合があります。

・裁判所ウェブサイトにデータをアップしていますので、適宜ご利用ください。

<https://www.courts.go.jp/kanazawa/saiban/kasai_tetsuzuki/kasai_choutei/index.html>

裁判所ウェブサイト＞各地の裁判所＞金沢＞裁判手続きを利用する方へ＞家庭裁判所の手続案内＞家事調停（養育費、財産分与、遺産分割などの審判（別表第二事件を含む））＞１３子の監護に関する陳述書

**１　お子さんの状況**

(1)　生活歴（出生から現在までの居住地、同居家族、入園・入学、転校、その他重要な出来事）

(2)　発育の状況

ア　身体的発達の状況、健康状態（特徴的な点、疾患等特別な配慮の要否と内容）

イ　知的、精神的発達の状況（特徴的な点、障がい等特別な配慮の要否と内容）

**【提出資料】**母子手帳(未就学児)、健康の記録(小学生)、(該当の場合)診断書・療育手帳等

(3)　性格、個性（お子さんの性格、特徴、得意なこと・苦手なこと）

(4)　生活の状況

ア　一日の生活スケジュール（平日・休日）

**※別表「一日の生活スケジュール（平日・休日）」を作成**してください。

イ　保育所や学校での状況（名称、所在地、出席状況、学業成績、学校等への適応状況）

**【提出資料】**保育所の連絡帳、学校の通知票

ウ　課外活動（スポーツや習い事等）の状況

エ　交友関係

　(5)　きょうだい関係（別々に生活している場合には、その事情や交流状況）

**２　あなたの状況**

　(1)　生活歴（学歴、職歴、婚姻・離婚歴、転居歴、その他重要な出来事）

**裏面に続く**

(2)　就労の状況（勤務先、職務内容、勤務時間、通勤方法・時間、休日、残業や出張の頻度）

(3)　経済の状況（主な収入と支出、財産（預貯金、不動産等）、負債の有無とその内容等）

　　　**【提出資料】**源泉徴収票・確定申告書・給与明細等、ローン明細書等

(4)　住居の状況（種別（所有又は賃貸）、間取り、近隣の環境）

　　**【提出資料】**間取り図

(5)　一日の生活スケジュール（平日・休日）

　　**※別表「一日の生活スケジュール（平日・休日）」を作成**してください。

(6)　健康状態（現在の心身の状況、主な病歴、受診歴、回復の見通し）

　(7)　性格、個性（あなたの性格、養育に関して得意なこと・苦手なこと）

　(8)　同居者がいる場合にはその状況（氏名、生年月日(年齢)、続柄、職業、経済状況、健康状態）

**３　親子の状況**

(1)　これまでの監護状況（衣食住の世話や教育・しつけをどのような分担で行ってきたか）

　ア　出生から別居まで

　イ　別居から現在まで

(2)　親子関係（お子さんへの接し方、お子さんの反応・態度、情緒的な結びつき等）

　ア　あなたとお子さん

　イ　他方の親とお子さん

(3)　あなたのお子さんに対する配慮の実情（父母の紛争の経緯や別居についてのお子さんへの説明内容、お子さん自身の認識の程度、お子さんを安心させるために実行した具体的な行動）

(4)　別居親とお子さんとの交流状況（交流がない場合にはその事情）

**４　監護補助者の状況**

(1)　生活状況（氏名、生年月日(年齢)、続柄、住所、職業、経済状況、健康状態）

(2)　監護補助の状況（現在の具体的な補助内容、予定している監護補助の態勢）

(3)　監護補助者とお子さんの関係（これまでの交流状況、情緒的な結びつき等）

**５　今後の方針**

(1)　お子さんの養育に対する考え（今後のお子さんの養育に何が必要と考えているか、それを踏まえて、養育上で大切にしている（したい）こと、配慮している（したい）こと等）

(2)　具体的な監護方針（同居親は現状変更の有無、別居親は居所や同居家族等の態勢を含む）

(3)　他方の親とお子さんとの交流に対する考え

**６　特記事項**

(1)　専門家（児童相談所、医師、カウンセラー等）の支援・関与の有無とその状況

(2)　その他、お子さんの監護・養育に関して、参考となる事項